益田市いじめ防止基本方針

平成２９年３月
（令和６年９月一部改訂）
益　田　市

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。同様に、いじめた側の子どもにとっても、周囲との望ましい人間関係の構築や人格の形成に負の影響を与え、時として、その後の生き方に多大な影響を与えるおそれがあります。

そして、いじめは、事件や個人と個人の喧嘩などとは様相が異なり、被害と加害に加えて、直接いじめの行為に及ばなくとも、いじめの行為に同調し、扇動的な振る舞いや喜んで見ていたりする者の存在や、その周囲で、見て見ぬ振りをするなどの傍観者の存在、また時として、いじめの被害と加害の立場が逆転するなど、その構造は極めて複雑です。

このことから、私たち大人は、子どもを育むということにおいて、学校のみならず家庭を含む社会（市民）総がかりで次代を築く子どもたちの育ちを支えていくという役割と責任を自覚し、子どもたちが安心して学校での学習やその他の活動に取り組むことができるよう、また、家庭や地域で健やかな生活を送ることができるよう、全ての子どもたちがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、「いじめは絶対に許されない」ことを子どもたちに教え導いていくことが大切です。

本市では、このことを基本として、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見および対処）のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（第１２条）の規定に基づき、「益田市いじめ防止基本方針」を策定しました。

本市では、この基本方針に基づき、「ひとが育つまち益田」の実現に向け、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のため対策を進めます。

益田市長　　山本浩章

目 次

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向について　・・・・・・・・・・・・・・・・・

１

１　「益田市いじめ防止基本方針」策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　いじめの防止等の対策に関する基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

４　いじめの多様な様態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

５　いじめの防止等に対する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（１）いじめに対する姿勢

（２）いじめの未然防止

（３）いじめの早期発見

（４）いじめへの対処

（５）地域や家庭との連携

（６）関係機関との連携

６　いじめの問題に対する役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（１）益田市

（２）学校

（３）保護者

（４）児童生徒

（５）地域

第２章　いじめ防止等の施策といじめへの対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

１　いじめの未然防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）いじめ防止に関する益田市の施策

（２）益田市の小中学校におけるいじめ未然防止の基盤

（３）益田市の小中学校で推進するいじめ防止の取組

（４）特に配慮が必要な児童生徒への対応

２　いじめ早期発見の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（１）いじめの早期発見のための益田市の施策

（２）益田市の小中学校における早期発見のあり方

（３）益田市の小中学校に求めるいじめの早期発見の取組

３　いじめへの対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（1）学校での対処
（2）関係機関との連携
4　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第３章　いじめ問題に対応するために設置する益田市の組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
1　「益田市いじめ問題対策連絡協議会」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
2　「益田市いじめ問題対策委員会」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
第４章　いじめ問題に対応するための学校の方針と組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
1　学校いじめ防止基本方針の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
2　学校におけるいじめ防止の組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
第５章　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
1　重大事態の意味　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
2　重大事態の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
3　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（1）調査の趣旨及び調査主体について
（2）重大事態を調査する組織
（3）重大事態の調査内容
（4）事実関係を明確にするための調査の実施
（5）児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供
（6）再発防止の措置
（7）調査結果の報告
（8）調査結果を受けた市長による再調査及び措置
（9）いじめを受けた児童生徒のために必要な措置
第６章　いじめ防止基本方針の評価と見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
1　「益田市いじめ防止基本方針」の評価と見直しについて　・・・・・・・・・・・・　１５
2　学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について　・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

１　「益田市いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるという認識をもち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「益田市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

「市基本方針」は、いじめ防止のための組織や関係機関の評価や意見を反映したり、国の「法」や方針の見直し等があったりした場合には、「益田市いじめ問題対策連絡協議会」での検討・審議を経て見直し改正を重ねていく。

２　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめ防止等のための対策は、益田市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

さらには、いじめを受けた児童生徒が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。

３　いじめの定義

「法」第２条第１項において、いじめを次のように定義している。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> ※１「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。
>
> ※２「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。また、いじめのおそれがある場合、その可能性を視野に入れて調査・指導を進める。さらに、いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

４　いじめの多様な様態

いじめは、冷やかしやからかいなどから、犯罪行為として取り扱われるべきものまで多様であり、

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものまで含まれる。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

●冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
●仲間はずれ、集団による無視をされる
●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
●金品をたかられる
●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
●嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
●パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

５　いじめの防止等に対する基本的な考え方

（1）いじめに対する姿勢

いじめは人権侵害にあたる重大な問題である。いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考え方を一掃し、どのような社会においても「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「見て見ぬふりをすることも同様に許されない」という一貫した強い姿勢が必要である。

（2）いじめの未然防止

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としていじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。そして、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、基本的自尊感情（注1）をもつことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

また、家庭や地域においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、基本的自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

さらに、教師等による体罰や保護者による虐待、大人社会におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受けとめが必要である。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する必要がある。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

（3）いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においては、子どもにささいな変化があり、いじめが疑われるときは、学校等に速やかに相談・通報することが必要である。

（4）いじめへの対処

いじめに関する相談や情報提供があった場合、校長のリーダーシップのもと、学校のいじめ防止等の対策のための組織を中心に、速やかに情報の収集と共有を進めて組織的に対応する。いじめがあることが認知された場合、また、疑われる場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。事実確認と指導の経過やその後の状況は、教育委員会、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒の保護者へ適切に連絡し、事案に応じて関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、教育委員会や学校は、いじめの事実関係の把握を速やかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

（5）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、ＰＴＡ、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校と地域が連携した「つろうて子育て協議会（注２）」や「学校運営協議会（注３）」（コミュニティ・スクール）を活用したり、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなど体制を整備していく必要がある。

（6）関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校などにおいていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、市や学校と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談等を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、市や学校が関係機関と連携して取り組むことも重要である。

６　いじめの問題に対する役割

（1）益田市

益田市は、「法」が示す基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、県や関係機関と協力しつつ、状況に応じて啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、市内小中学校（以下学校）の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

（2）学校

学校は、「法」が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童生徒が基本的自尊感情を高められる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養

うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

（3）保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して基本的自尊感情を高め、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、いじめを傍観することのないよう、子どもの人権感覚を育てていく。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護をするとともに、すみやかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。保護者は、国、県、市町村、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

（4）児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任、校内相談担当者や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」「24時間子供SOSダイヤル」「ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110 番」や民間団体等）などに相談する。

（5）地域

地域は、「法」が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもの積極的参加を促すことを通して、基本的自尊感情や人権感覚を育むとともに、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

また、すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深める取組を行う。

> いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
> （基本理念）
> 第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
> ２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
> ３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第２章　いじめ防止等の施策といじめへの対処

１　いじめの未然防止

（1）いじめ防止に関する益田市の施策

益田市は、「益田市総合振興計画」「益田市『教育に関する大綱』」「益田市教育ビジョン」の施策や国や県の施策を活用し、益田市の児童生徒のこころの教育を推し進め、以下の施策を実施する。

ア　教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図るとともに、指導力の向上や、地域との連携を支援する。
イ　学校教育活動におけるキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。
ウ　アセス【学校環境適応感尺度】（注６）を活用した集団や個人の状況把握と指導への活用を支援する。
エ　インターネット・携帯電話関連の事業者に協力を求めながら、警察とも連携し、ネットいじめ防止の取組や啓発を進める。
オ　いじめの未然防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのもと、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組むよう指導助言を行う。
カ　教職員のいじめ問題等に関する共通理解を図るため、市内の児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を提供するとともに、いじめへの対応について『いじめ問題対応の手引き』（島根県平成２７年）等を活用するなどして指導助言を行う。
キ　外部の専門家（スクールカウンセラー（注４）やスクールソーシャルワーカー（注５）等）の派遣を、学校の要請をもとに必要に応じて受け付ける。関係諸機関からの資料や情報を学校に提供し、学校と諸機関の連携が円滑に進むよう助言や支援を行う。
ク　「つろうて子育て協議会」を全１４地区に設置し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する活動の場を設定する。その上で、地域ぐるみで子どもを育む機運の醸成を進め、教育と子育て支援の一体化を進めることで、多くの大人がモデルとなって子どもの成長に関わることができるようにする。
ケ　幼児期は、親などの関わりを中心に、人に対する基本的信頼と愛情を育みながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となり、基本的生活習慣の基礎を築く時期である。
　市は、いじめの未然防止に向けて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、幼児教育の充実に向けた支援体制の整備に取り組む。
　また幼児期にしっかりと保護者が愛情を注ぐことが大切であり、それが可能となるよう、親へのサポートや幼児教育の現場へのサポートを図るため、社会教育における参加型学習プログラムの普及促進や、島根県幼児教育センターとの連携による現場への支援を進める。

（2）益田市の小中学校におけるいじめ未然防止の基盤
　学校現場における、いじめの未然防止の基盤となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全で安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。
　また、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が基本的自尊感情を高められるような活動を工夫するとともに、児童生徒が互いに人権を尊重し合える支持的な風土の醸成を図る。

（3）益田市の小中学校で推進するいじめ防止の取組
ア　学校の教育活動全般において、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、将来、社会人となる児童生徒が良好な人間関係を構築でき、すべての児童生徒の存在をありのままに大切にする学級・学校づくりに向けて積極的な生徒指導を推進することが必要である。
　市は、県と連携して人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上と各地域の実態に応じた道徳教育の推進を支援する。

イ　児童生徒の活動、実践の場として、キャリア教育を視野に入れた体験活動を計画的に推進する。
ウ　学級のアンケートやアセス【学校環境適応感尺度】（注６）等も活用し、集団への指導を工夫する。学級会や児童会・生徒会などの自主的で自治的な組織における活動を通して、主体的な取組を育てる。

エ　児童生徒がインターネット等を通じて行われるいじめに巻き込まれないように、情報モラル教育を計画的に推進する。外部の専門家にも協力を求め、いじめ防止のための取組や啓発を進める。
オ　いじめの未然防止に関する取組は、校長のリーダーシップのもと、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組む。
カ　校内の研修では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るため、児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有するとともに、いじめへの対応について島根県教育委員会が策定した『いじめ問題対応の手引き』等を活用することを通して教職員等の資質能力の向上を図り、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
キ　外部の専門家を活用するなどして啓発活動や集会活動などを実施する。それぞれの機関からの資料や情報を提供し、いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。
ク　小中学校間の連携を一層進めると共に、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

（4）特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭等との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

ア　発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
イ　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
ウ　性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解促進や、学校として必要な対応について周知する。
エ　東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
オ　新型コロナウィルス感染症など感染症についての不安から、その感染者や回復者、その家族や関係者及び医療従事者等感染症にかかわる人々に対する差別や偏見が児童生徒のいじめにつながることがないよう、教職員が正しい情報のもと、適切な指導ができるようにする。その上で、学校では児童生徒に対して感染症についての理解を促進するとともに、児童生徒が学校生活に不安を感じた時に相談できるよう、いじめの起きない環境づくりといじめの早期発見に努める。

2　いじめ早期発見の取組

（1）いじめの早期発見のための益田市の施策

益田市は、国や県と連携し、あるいは事業を活用して、次のような施策を行う。

ア　教職員と児童生徒との関わりを支援するために、啓発活動や事務の効率化について指導する。
イ　各校の相談体制の充実について指導するとともに、スクールカウンセラーの活用について支援や指導を行う。

ウ　アセス【学校環境適応感尺度】（注６）の実施や効果的な分析について指導支援を行う。
エ　各種相談機関の電話相談窓口についてチラシ等を利用して周知する。
オ　保護者や地域との懇談、連絡会などへの参加と情報交換を通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。

（2）益田市の小中学校における早期発見のあり方

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適切に関り、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、児童生徒や保護者等から訴えがあった場合は、その訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくことでいじめの早期発見につなげる。

（3）益田市の小中学校に求めるいじめの早期発見の取組

ア　日頃の学校生活を通して児童生徒との信頼関係を構築する。また、児童生徒の生活記録や連絡帳などの指導を通して児童生徒の心情理解に努める。
イ　定期的な教育相談の機会を確保し、方法についても工夫を図る。
ウ　アセス【学校環境適応感尺度】（注６）や学校が独自に行うアンケート調査を通して児童生徒の実態把握や現状分析に努める。
エ　各種相談機関の電話相談窓口などについて周知を進めるとともに、適切な利用について指導する。
オ　保護者や地域との懇談、連絡会などを通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。
カ　児童生徒の情報端末の利用状況を把握し、アンケートや聴き取りなどの方法で定期的に実態調査を行う。

３　いじめへの対処

（1）学校での対処

いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校長及び校内のいじめ防止等の対策のための組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

ア　いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに校長及び校内のいじめに対応する組織に報告する。その後は、当該組織が中心となり、関係児童生徒から情報を収集し、事実確認を行う。その際、組織としての対応をきちんと記録すると共に、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を行う。なお、いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき（インターネット上での誹謗中傷、児童ポルノ関連のいじめ被害も含む）は、学校はためらうことなく益田警察署と相談して対処する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに益田警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ　いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。なお、学校へ登校することを無理強いすることな

く、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒の保護者に対しては、事実関係の報告や当該児童生徒への対応等についても情報を共有する。当該児童生徒や保護者の状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

ウ　いじめを行った児童生徒又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、学校は指導を加えていじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。そして、いじめを行った児童生徒の保護者に対して事実関係を連絡し、学校の指導について理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ　いじめが起きた集団への働きかけ

学校はすべての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築し、安全･安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。また、いじめの現場にいあわせた児童生徒に対しては、事実確認の過程で自身と事象の関りを振りかえらせ、その状況に応じた指導を行う。

オ　インターネット上のいじめへの対応

学校は、児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるための措置をとる。その際、必要に応じて法務局や警察等と適切な連携を図る。ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

カ　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防

止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

キ　学校相互間の連携体制の整備

学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合（学校種が異なる場合や転出・転入等も含む）、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

（2）関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、いじめの様態や効果的な指導を行う観点から、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。円滑な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催などにより、情報を共有できる体制の構築を図る。

特に、学校と警察は児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ、被害の拡大等を防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点からお互いが重大なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築することが求められる。その上で、重大ないじめ事案等における警察との連携について、あらかじめ保護者に周知しておく。

さらに、教育相談の実施にあたっては、医療機関などの専門機関や、教育センターや児童相談所などの相談窓口についても児童生徒や保護者へ周知する。

4　その他の留意事項

（1）組織的な体制整備

ア　学校は、いじめへの対応については、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

イ　教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させたりする要因となることもあるため、そのようなことがないよう教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

ウ　学校自体の雰囲気が、児童生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む必要がある。

（2）法の理解増進等

保護者など市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

第３章　いじめ問題に対応するために設置する益田市の組織

１　「益田市いじめ問題対策連絡協議会」

「法」第１４条第１項に基づき、益田市の小、中学校におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携を図るため、「益田市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」（平成２８年４月施行、以下「条例」という。）第３条第１項の定めるところにより、学校、教育委員会、福祉部局、児童相談所、法務局、警察、弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体等より構成される組織「益田市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。この会は、「関係機関等」における情報を交換及び共有し、効果的な対応や施策について総合的に検討する。

２　「益田市いじめ問題対策委員会」

「法」第１４条第３項に基づき、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携の下に、益田市が設

置する小、中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的として、「条例」第９条の定めるところにより、「益田市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。この委員会は、いじめ防止に関する施策の推進を指導するとともに、個々の事案に関する情報の整理や対応の指導を行う。

また、「対策委員会」は、「法」第２８条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う際に、調査を行う組織とする。構成員は適切にいじめ問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

第４章　いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

１　学校いじめ防止基本方針の策定

「法」第１３条に基づき、益田市内の小中学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、いじめの防止等の取組をどのように行うかについて、基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとする。

「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）を学校経営目標の具体的重点施策に入れる。

学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方など学校のいじめ問題に対する姿勢や考えを整理し、児童生徒や保護者、地域関係者にＨＰ等で周知する。策定作業や策定後の取組が組織的に行われることが期待される。策定した基本方針は関係者で見直しを行う。

２　学校におけるいじめ防止の組織

学校は、「法」第２２条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家などの外部専門家、、民生児童委員、主任児童委員、医師、警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の参画を検討する。

学校が組織を設置するにあたっては、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。

第５章　重大事態への対処

１　重大事態の意味

「法」第２８条と国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、教育委員会及び学校は次に示す場合を、いじめが行われた際の重大事態と受け止め、次項２及び３に示すとおり適切に対応する。併せて、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参照する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童生徒が自死を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　など

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（「相当の期間」については、年間３０日を目安とするが、

児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、目安にかかわらず、適切に判断する。）

ウ　児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

２　重大事態の報告

教育委員会及び学校が前項１で示された重大事態にあたると判断した場合、教育委員会はすみやかに市長及び教育委員に報告する。

３　重大事態への対処

（１）調査の趣旨及び調査主体について

益田市教育委員会教育長は、重大事態発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

調査は学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体になって行う場合が考えられる。学校が主体になって行う場合に、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、「対策委員会」が主体となって調査を行う。調査はいずれの場合も主体となる組織の判断に基づき、教育委員会と学校が連携して進めるものとする。

（２）重大事態を調査する組織

調査組織の設置については、教育委員会では「対策委員会」が担当し、各学校では各校のいじめ防止のための組織がそれを担当する。必要に応じて心理や福祉、法の専門家の専門的知識を有する者を加えて対応する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）によって調査と報告の業務にあたり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（３）重大事態の調査内容

重大事態の調査においても、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることに十分配慮する。

重大事態の調査では、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、組織的に調査を実施し、結果を教育長が市長に報告する。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聞き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に努める。

（４）事実関係を明確にするための調査の実施

ア　いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合には、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。

児童生徒の心身の状態などを考慮し内容や方法について配慮する。聴き取り調査では事実の確認とともに、いじめを受けた児童生徒の事情や心情も聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、その後の支援につなげていく。

イ　いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合には、当該

児童生徒の保護者の意見等を十分に聞き、協議した上で、調査に着手する。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合には、事実究明とその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮する。

（5）児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の1）～6）の事項について説明を行い、その意向を聴き取る。説明を行う主体は、教育委員会や学校が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

1）調査の目的・目標
2）調査主体（組織の構成、人選）
3）調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
4）調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者や学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
5）調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
6）調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査主体の説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、教育委員会及び学校は調整を行う。

また、教育委員会及び学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聴き取る。個人情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

（6）再発防止の措置

教育委員会は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けて、いじめの起こった学校への指導・助言を含め、適切な措置を講ずる。

（7）調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。あわせて、教育委員会会議及び総合教育会議において議題として取り扱う。

（8）調査報告を受けた市長による再調査及び措置

「法」第３０条第２項に基づき、市長は報告を受けた後、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査（「法」第２８条第１項の規定による調査の結果についての調査）を行う。

この再調査は、「条例」第１５条により設置される「益田市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）がその任にあたる。「調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によって調査、報告にあたり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

その調査の結果については、「法」第３０条第３項に基づき、益田市議会に報告する。その内容については、個々の事案に応じ、適切に設定することとする。その際は個人のプライバシーに対して配慮する。

（9）いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して「学校教育法」第３５条第１項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応が考えられる。その際、文部科学省からの通知と「益田市立小中学校管理規則」第１４条を参酌して適切に運用すること。

（１０）教育委員会から国への報告

国が重大事態への対応改善の仕組みを強化し、重大事態への分析を全国的な対策へつなげる好循環を構築するため、重大事態の認定時、調査着手時、調査終了後（再調査も同様）に、島根県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

（１１）重大事態調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表内容等を含め判断する。その際は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する。

4　重大事態対応のフロー図

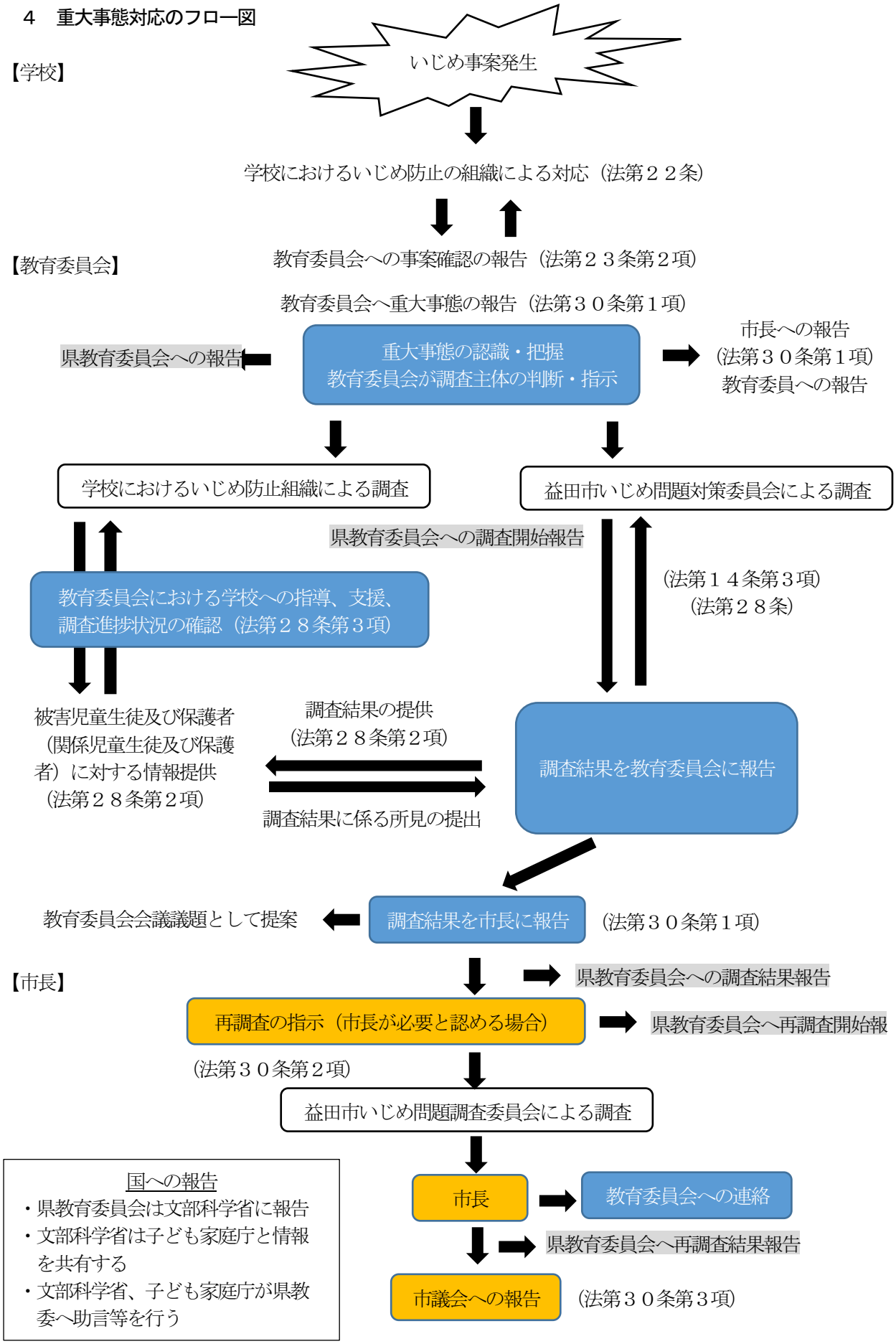

第６章　いじめ防止基本方針の評価と見直し

１　「益田市いじめ防止基本方針」の評価と見直しについて

益田市のいじめ防止といじめ問題への対処に関して、「連絡協議会」において年度ごとに内容を検討する。また、「市基本方針」の内容についても、「連絡協議会」での話し合いをもとに見直しを重ねる。

２　学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について

各学校におけるいじめの未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の様子、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで把握する。また、学校のいじめ防止のための組織や職員会議において定期的に評価し、組織的・計画的にＰＤＣＡサイクル（注７）に基づく取組を継続する。

なお、いじめ問題への対応や学校の評価に関して情報提供の際には、個人のプライバシーに対して配慮する。

《 文中注釈 》

注１　基本的自尊感情

「生まれてきてよかった」「自分に価値がある」「このままでいい」「自分は自分」と思える、心の基盤を支える自尊感情のこと。他者との比較ではなく、絶対的かつ無条件で、根源的で永続性のある感情で、これが弱いと自分自身のいのちの大切さに確信が持てなくなると言われている。

注２　つろうて子育て協議会

地域学校協働本部のこと。益田市においては、「つろうて子育て」を合言葉に、健やかで心豊かな「益田っ子」の育成に取り組むために１４地区で設置し、「学校」「家庭」「地域」が子育てパートナーとして手をつなぎ、地域ぐるみで小・中学校の教育活動のさらなる充実を目指している。

注３　学校運営協議会

コミュニティ・スクールにおいて、保護者や地域住民が学校運営に参画するための協議会のこと。保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域住民に意向を伝え相互に交流できる。

注４　スクールカウンセラー（ＳＣ）

心理の専門的知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

注５　スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家。

注６　アセス【学校環境適応感尺度】

栗原慎二氏らによって開発されたアンケートを利用した適応感分析尺度。個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、個人や集団の状態を推測した上で、組織的な分析や対策的実践につなげている。

注７　ＰＤＣＡサイクル

Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価）→Ａｃｔ（改善）の４つの段階を繰り返して事業活動を継続的に改善していく手段の１つ。